

令和3年度 青森県交通安全県民運動推進要綱

趣旨

人命尊重の理念の下、県民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で住み良い社会の実現を目指して、計画的・効果的な交通安全県民運動を推進するために必要な事項を定める。

スローガン

『あなたも参加 わたしもやります “交通安全”』

運動重点

① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

スマホより
集中するのは
前の道

(令和3年使用交通安全年間スローガン優秀作)



令和2年県内交通事故発生状況

高齢者の
交通事故死者数15人
(全死者数の約53.6%)

② 自転車の安全利用の推進

自転車に
乗るならきみも
運転手

(令和3年使用交通安全年間スローガン最優秀作)



令和2年県内交通事故発生状況

自転車による
交通事故死者数4人
(全死者数の約14.3%)

③ 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

夕暮れ時
あなたを守る
反射材

(令和3年使用交通安全年間スローガン佳作)



令和2年県内交通事故発生状況

夜間の
交通事故死者数15人
(全死者数の約53.6%)

④ 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

まあだだよ
ベルトみんなが
しめるまで

(令和3年使用交通安全年間スローガン優秀作)



令和2年県内交通事故発生状況

シートベルト非着用の
交通事故死者数6人
(自動車乗車中死者数の約54.5%)

⑤ 飲酒運転等の危険運転の防止

飲む前に
ハンドルキーパー
決めたかな

(令和3年使用交通安全年間スローガン佳作)



令和2年県内交通事故発生状況

飲酒運転をともなう
交通事故死者数3人
(全死者数の約10.7%)

推進機関・団体

青森県交通対策協議会及びその関係機関・団体
市町村交通安全対策協議会等及びその関係機関・団体
その他の機関・団体

推進方策

青森県交通対策協議会、市町村交通安全対策協議会等を中心として、推進機関・団体は連携を密にし、以下に掲げる推進事項に基づき、各季の運動期間のみならず年間を通じて、県民の交通安全意識の向上と交通事故防止に寄与する活動を積極的に実施する。

運動の種別

① 期間を定めて実施する運動

- 春の全国交通安全運動
令和3年4月6日(火)から4月15日(木)までの10日間
- 夏の交通安全県民運動
令和3年7月21日(水)から7月31日(土)までの11日間
- 秋の全国交通安全運動
令和3年9月21日(火)から9月30日(木)までの10日間
- いきいきシルバー交通安全強調月間
令和3年11月1日(月)から11月30日(火)までの1か月間
- 冬の交通安全県民運動
令和3年12月11日(土)から12月20日(月)までの10日間



② 年間を通じ随時実施する運動

- シートベルト・チャイルドシート着用促進運動
- 反射材用品着用促進運動
- 自転車事故防止運動
- 踏切事故防止運動

③ 日を定めて実施する運動

- 県民交通安全の日 毎月 1日
- 高齢者交通安全の日 毎月 15日
- 交通事故死ゼロを目指す日 令和3年4月10日(土)、9月30日(木)

運動重点に関する主な推進項目

① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と安全運転意識の向上

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

ア 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う等の基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す呼び掛けの強化

イ 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（車両等の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施

ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

(2) 歩行者の安全の確保

ア 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

イ 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

ウ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

2 安全運転意識の向上

(1) 運転者の交通ルール遵守の徹底等

ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け

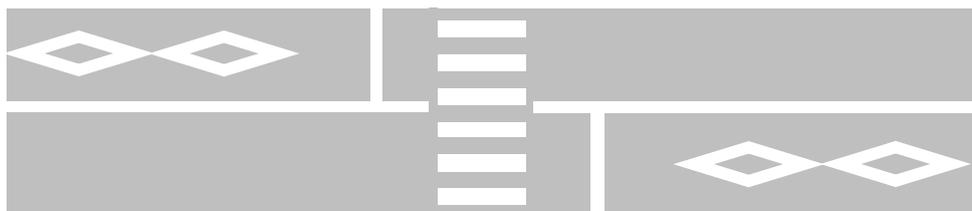
イ 横断歩道等での歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底

ウ 運転者に対し、歩行者等の保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

エ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と罰則強化についての広報啓発

「信号機のない横断歩道」は「歩行者優先」です！

（一社）日本自動車連盟が行った「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」（R2.8月実施）によると、青森県は12.9%と全国39位でした。（最高は長野県の72.4%）



◀ ↑ ↑ ひし形マークの先には、横断歩道か、自転車横断帯があります ↑ ↑ ▶

- 横断歩道が見えたら、近くに歩行者がいないか十分確認しましょう。
- 横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速しましょう。
- 横断歩道を横断している、又は、横断しようとしている歩行者がいる時は、その手前で停止しましょう。

(2) 高齢運転者の交通事故防止

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が運転に及ぼす影響等の安全教育及び広報啓発
- イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発
- ウ 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- エ 農耕作業用自動車運転時における交通ルール遵守の徹底

② 自転車の安全利用の推進

(1) 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

- ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール（原則として車道通行、いわゆる「逆走」の禁止等）、前照灯の点灯、信号遵守と交差点での一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- イ 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- ウ 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底

(2) 自転車利用者自身の安全確保

- ア 幼児・児童のヘルメット着用の徹底と、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメットの着用の推奨
- イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車について、転倒防止のための利用方法に関する具体的な危険性の周知等、安全利用の促進
- ウ 降雪期における自転車利用自粛の呼びかけ
- エ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

(3) 自転車保険等の加入の促進

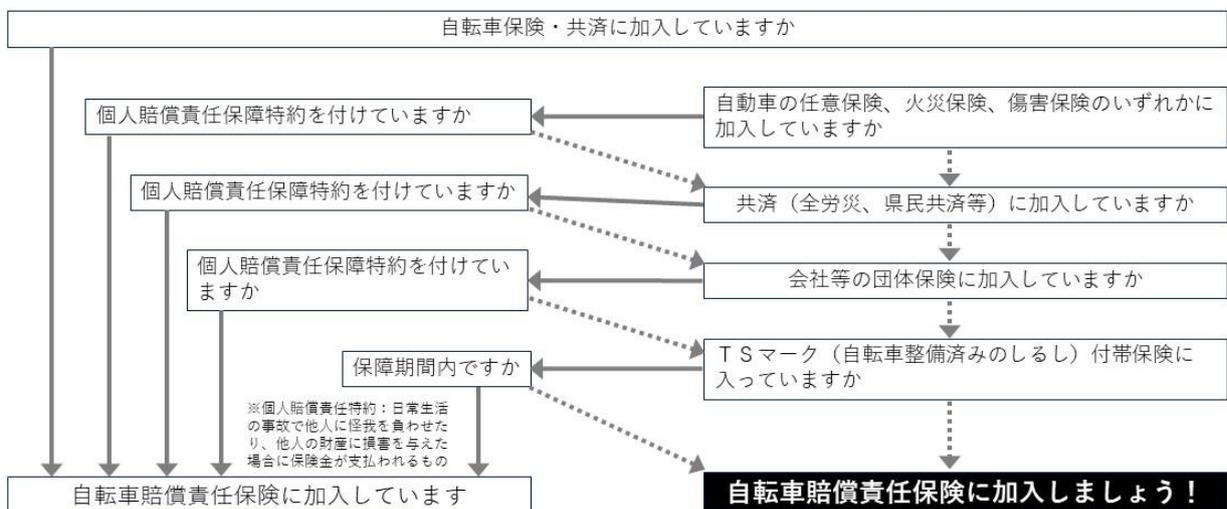
自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進



入っていますか？「自転車保険」

自転車賠償責任保険等の加入確認シート

はい →
いいえ→



※個人賠償責任特約：日常生活の事故で他人に怪我をさせた
り、他人の財産に損害を与えた
場合に保険金が支払われるもの

③ 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

- ア 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進（再掲）
- イ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没前後1時間の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- ウ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行
- エ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
- オ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起
- カ 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

④ 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底と正しい着用の必要性、効果に関する理解の促進
- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

⑤ 飲酒運転等の危険運転の防止

(1) 飲酒運転等の防止

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりの促進
- イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- ウ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

(2) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

- ア 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）」による罰則の創設等についての広報啓発
- イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

「あおり運転」は重大事故に結びつく悪質・危険な犯罪です！

【次のような行為は、違反です！】

- ・ むりやり前に割り込んだり、幅寄せする行為
- ・ 必要以上に車間距離を詰める行為
- ・ 不必要な進路変更を繰り返したり、急ブレーキをかけたりして他車の進行を妨害する行為
- ・ 執拗にクラクションを鳴らす行為

【あおり行為を受けたら・・・】

- ・ 相手の挑発に乗らない
- ・ 左側端に寄って停止し、相手をやり過ごす
- ・ 相手が降車してきても窓やドアは開けない、ドアロックをする
- ・ 近くの安全な場所に待避（警察署、交番等）
- ・ 不安を感じたら110番通報する

その他の推進項目

1 交通ルールの遵守・マナーアップの推進

- (1) 研修会や街頭指導などの機会をとらえ、「ゆとり」と「思いやり・ゆずり合い」の精神を持った運転を呼びかける。
- (2) 横断歩道における歩行者優先の徹底と子供、高齢者、障害者等の交通弱者に対する思いやり運転を促進する。
- (3) 車両から空き缶、たばこ、その他の物を投げ捨てない。
- (4) 運転中や歩行中にスマートフォン等の操作等を行わない。
- (5) 歩行者は、付近に横断歩道があるときは横断歩道を横断し、車両の直前直後の横断や斜め横断はしない。



2 暴走行為の追放

- (1) 暴走行為をさせない環境づくり
 - ア 道路構造改良や交通規制等により、暴走行為を阻止するための道路交通環境の整備を図る。
 - イ 暴走行為の場所として利用されやすい広場、港湾地域等の管理の徹底を図る。
- (2) 家庭、学校等における青少年指導の充実
 - ア 学校警察連絡協議会やPTA役員会、保護者会等の場を活用して、暴走族は暴力団予備軍として犯罪集団の入口にあることを理解させ、積極的な情報交換を図る。
 - イ 家庭、学校、職場等において、ドライバーとしての心構えや、社会的責任の重大性を訴え、交通安全と青少年健全育成意識の高揚を図る。
- (3) 元暴走族に対する再犯防止
 - 暴走族OB（元暴走族）に対し、暴走族との関わりを絶つことや、後輩や少年の勧誘をしない指導を徹底する。
- (4) 車両の不正改造の防止等
 - ア 暴走行為を助長する不正改造について街頭検査を実施するなどの対策を強化し、暴走車両を排除する。
 - イ 自動車整備業者等は、車両の不正改造を拒否し不正改造の申し出をした者を関係機関に通報する。
 - ウ 自動車部品販売者等に対し、不正改造を容易にする自動車部品販売の自粛について指導する。

3 冬道の安全運転の推進

- (1) 各種広報媒体等を通じて、冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報に努め、冬道の安全運転の推進を図る。
- (2) 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会を実施して冬道における交通事故防止を図る。
- (3) 道路管理者は、除雪や安全施設の整備点検を促進し冬道の道路交通の安全確保に努める。

4 違法駐車排除気運の醸成

- (1) 町内会、商店会及び地域交通安全活動推進委員等が中心となり「違法駐車をしない、させない」町づくりについて地域住民に啓発し、違法駐車締め出しの気運の醸成を図る。
- (2) 事業所等では運転者に対して「違法駐車はしない」指導を徹底する。

「県民交通安全の日」実施事項

毎月1日を県民交通安全の日として、県民総ぐるみで交通安全意識を新たにし、一人ひとりが交通ルールを守り、交通秩序の確立を実現するため、交通安全活動を積極的に推進することとする。

実施機関・団体	実施事項
県・市町村	■ 各種広報活動により交通安全意識の向上を図るよう率先して啓発活動を推進する。
関係機関・団体	■ 広報活動、街頭指導、交通安全教室の開催等により、広範な交通安全活動を展開する。 ■ 会員事業所の朝礼等で交通安全意識を啓発し、安全運転管理を徹底する。

「高齢者交通安全の日」実施事項

毎月15日を高齢者交通安全の日として、県民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自ら交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、高齢者の交通事故防止を推進することとする。

実施機関・団体	実施事項
県・市町村	■ 反射材用品等の積極的な着用等の広報を幅広く実施する。 ■ 加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について幅広く広報するとともに、運転免許証の自主返納制度、運転適性相談窓口等、高齢運転者による交通事故の防止に資する広報啓発活動を展開する。
関係機関・団体	■ 緊密な連絡と協力の下に、街頭において高齢者に対する交通ルールと交通マナーを指導するとともに、反射材用品等の着用と明るく目立つ色の衣服の着用を啓発する。 ■ 高齢運転者に安全指導を行うとともに、運転免許証自主返納制度、運転適性相談窓口等、高齢運転者による交通事故の防止に資する広報啓発活動を展開する。 ■ 高齢運転者標識（高齢者マーク）を付けている自動車、高齢の自転車利用者及び歩行者に対する思いやり運転を実践し、高齢者の安全を図る。